

## 訪問介護サービスにかかる利用者負担軽減措置事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護の利用に当たり、障害者施策によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者等の利用者負担について軽減措置を講じることにより、訪問介護、介護予防訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下、「訪問介護等」という。）のサービスの継続的な利用の促進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者とする。

（ア）65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となった者。

（イ）特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。

### (対象サービス)

第3条 利用者負担軽減の対象サービスは、介護保険の保険給付の対象となる訪問介護等のサービスとする。

### (利用者負担割合の軽減)

第4条 対象者が前条のサービスを利用した場合における利用者負担割合は、0パーセントとする。

### (軽減申請)

第5条 負担軽減の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする理由を証する書類を添えて、「訪問介護利用者負担額減額申請書」（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 第9条に規定する認定証の有効期限後も引き続いて軽減を受けようとする者は、年ごとに7月31日までに申請書を市長に提出するものとする。

3 いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。

(承認)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査の上、その可否を決定し、「訪問介護利用者負担額減額決定通知書」(様式第2号)により申請者に通知するとともに、その申請を承認した場合は、「訪問介護利用者負担額減額認定証」(様式第3号)(以下、「認定証」という。)を申請者に交付するものとする。

(認定証の提示)

第7条 認定証を受けた者は、訪問介護サービスを利用する際には、事前に認定証をサービス提供事業者に提示するものとする。

(軽減の適用日)

第8条 利用者負担の軽減は、申請日の属する月の初日から適用するものとする。

(認定証の有効期限)

第9条 認定証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度(申請があった日が4月から6月までは、申請のあった日の属する年度)の7月31日までとする。

(不当利得に返還)

第10条 偽りその他不正な行為によりこの要綱による利用者負担の軽減を受けた者は、軽減額の全部又は一部を返還しなければならない。

付則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年4月1日から平成13年3月31までの間に交付する認定証の有効期限は、第9条の規定にかかわらず市長が別に定めるものとする。

付則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の訪問介護サービスにかかる利用者負担軽減措置事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた訪問介護サービスについて適用し、同日前に行われた訪問介護サービスについては、なお従前の例による。

付則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の訪問介護サービスにかかる利用者負担軽減措置事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた訪問介護サービスについて適用し、同

日前に行われた訪問介護サービスについては、なお従前の例による。

#### 付則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の訪問介護サービスにかかる利用者負担軽減措置事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた訪問介護サービスについて適用し、同日前に行われた訪問介護サービスについては、なお従前の例による。

#### 付則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和4年7月20日から施行する。  
この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

(様式第1号)

## 訪問介護利用者負担額減額申請書

年度

豊中市長あて

上記のとおり訪問介護利用者負担額に係る減額申請をします。

なお当該利用者負担額の減額認定にあたり、保険者が私の所得状況及び障害者施策におけるホームヘルプサービスの利用実績状況について調査することに同意します。

年 月 日

申請者 住 所

(被保険者) 氏名 電話番号

ここから下は記入しないでください

市 記 入 欄	公布日	有効期間			本件に関して承認してよろしいか			
		(自)	年	月	日	係	係長	課長補佐
	(至)	年	月	日				
(適用要件)					確認者			
<input type="checkbox"/> 65歳（特定疾病による介護認定の場合の40歳から64歳を含む）到達前の、1年間の障害者 施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助）の利用実績								
<input type="checkbox"/> 境界層該当者で定率負担額が0円					有	無	受付印	
<input type="checkbox"/> 所得状況の確認      境界層該当					有	無		
<input type="checkbox"/> 前年度の当該減額証の交付実績					有	無		

(様式第2号)

年(年)月日

様

豊中市長

### 訪問介護利用者負担額減額決定通知書

さきに申請がありました、訪問介護利用者負担額減額認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	年月日
決定事項	
1 承 認 す る	適用年月日 年月日 (承認内容) 障害ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置 給付率 有効期限 年月日 公費負担者番号 公費受給者番号
2 承 認 し な い	理由

※注意事項・教示内容については、別紙「訪問介護利用者負担額減額決定通知について（ご案内）」の内容をご確認ください。

問い合わせ先 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1  
豊中市 部 課

(様式第3号)

訪問介護利用者負担額減額認定証 (障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置)					
交付年月日		年 月 日			
負担者番号					
受給者番号					
受 給 者	住 所				
	フリガナ				
氏 名					
	生年月日				
介護保険 被保険者番号					
適用年月日	年 月 日から				
有効期限	年 月 日まで				
減額内容 (給付率)	／100				
発行機関名 及び印					